会員規程

一般社団法人日本産業カウンセラー協会定款（以下、「定款」という。）第３章会員の規定に基づき、入会及び退会等に関する規程を次のとおり定める。

（入会金、年会費、登録審査料及び事務手数料）

第１条　入会希望者は、別に定める区分に従い、次の入会金、年会費、登録審査料および事務手数料（以下、「会費等」という。）を納入しなければならない。

会員種別	入会金	年会費	登録審査料	事務手数料	合計
資格登録会員	7,000 円	10,000 円	6,600 円	2,200 円	25,800 円
一般正会員	7,000 円	10,000 円	－	－	17,000 円

２　入会手続きを完了した者に対しては、「資格登録会員証」又は「会員証」を発行する。

３　会費等の変更を行うに当たっては、総会の議決を経なければならない。

（名誉会員）

第２条　定款第６条第３号に定める名誉会員は、本会の発展に多大なる貢献をし、長年その活動を支えた者、又は専門的な知見を有する者のうちから、理事会の決議をもって承認する。

２　名誉会員は、入会金及び年会費の納入を要しない。

３　名誉会員は、代議員の選挙権及び被選挙権を有しない。

（ミレニアム会員に対する会費の減免及び呼称）

第２条の２　前条の規定にかかわらず、正会員（資格登録会員及び一般正会員）が当該年度内（４月１日から翌年３月３１日まで）に次の各号に掲げる年齢に達する場合、定款第６条第４号に定めるミレニアム会員として、当該年度の年会費を次のとおり減免する。

（１）満９０歳以上の者　　：年会費の全額を免除する。

（２）満８０歳以上９０歳未満の者：年会費を 10,000 円（4,000 円割引）とする。

２　前項第１号に該当する者を「ダイヤモンド・ミレニアム会員」、第２号に該当する者を「プラチナ・ミレニアム会員」と称し、その豊かな経験と功績を称えるものとする。

３　前項の適用を受けようとする者は、初回に限り、年齢を証明する書類を添えて本部に届け出なければならない。

（正会員の権利）

第３条　資格登録会員証又は会員証を保有する正会員は、協会の活動に参加する権利及び定款第１０条に基づく権利を有するものとする。

２　前項に規定する協会活動に参加する権利とは、総会代議員に関する被選挙権及び選挙権並びに総会に出席する（代議員に選出された場合を除く）権利を言う。

（入会承認）

第４条　定款第７条に基づく一般正会員の入会承認手続きについては、執行理事会で行う。

（年度後半の入会）

第５条　１０月１日から翌年３月３１日までの間に入会した正会員については、初年度の会費等を次のとおりとする。

会員種別	入会金	年会費	登録審査料	事務手数料	合計
資格登録会員	7,000 円	5,000 円	6,600 円	2,200 円	20,800 円
一般正会員	7,000 円	5,000 円	－	－	12,000 円

（再入会及び再登録）

第６条　協会を退会後３年以内に再入会する場合、会費等は次のとおりとする。

会員種別	入会金	年会費	登録審査料	事務手数料	合計
資格登録会員	5,000 円	10,000 円	6,600 円	2,200 円	23,800 円
一般正会員	5,000 円	10,000 円	－	－	15,000 円

２　定款第１３条に基づいて除名処分を受けた者については、原則として再入会を認めない。

３　資格登録を喪失した者が再入会する場合における「資格の再登録」の手続き、および第１１条に定める資格登録更新要件を満たさずに退会した者に対する再登録後の受講義務等の詳細については、「産業カウンセラー資格登録及び同更新制度に関する細則」の定めるところによる。この場合、再入会を希望する者は、第１条第１項に定める登録審査料および事務手数料を改めて全額納入しなければならない。

（会費等の前納制）

第７条　定款第９条に基づく会費等については、年度開始の前日までに納入しなければならない。

（会費等の返還等）

第８条　定款第９条第５項に基づき、既に納入された会費等は、原則として返還しない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納入された会費等を返還するものとする。

（１）会員の過失等により、同一年度の会費等を二重に払い込んだ場合。

（２）定められた会費等の額を超えて払い込まれた場合（過剰入金）。

（３）その他、法人の責めに帰すべき事由により、入会手続き等が完了しなかった場合。

３　前項の返還手続きは、事務局において速やかに行うものとする。ただし、返還に係る振込手数料その他の実費は、前項第１号及び第２号に該当する場合に限り、当該会員の負担とする。

４　年度の途中で退会又は資格を喪失した場合、当該年度の既納会費等について、未経過期間分の月割りによる返還は行わない。

（会費等滞納者への督促）

第９条　前条に基づく納入期限までに会費等を納入しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

（会費等滞納者に対する取り扱い）

第１０条　第７条の規定に基づき、年度開始の前日までに会費等を納入しない会員については、４月１日より、第３条に定める会員の権利を停止する。

２　前項の権利停止後、本部による督促にもかかわらず、６月末日までに会費等の納入がないときは、７月１日をもって当然にその会員資格を失う。

３　本部は、前項の適用を受ける会員に対し、５月末日までに、資格喪失の予告を通知しなければならない

（資格登録更新）

第１１条　資格登録会員の資格登録更新については、「産業カウンセラー資格登録及び同更新制度に関する規程」の定めるところによる。

（休会）

第１２条　会員が、次の各号のいずれかに該当し、会員としての活動が著しく困難な場合、休会を申し出ることができる。

（１）　傷病により入院又は自宅療養を要する場合

（２）　海外への転任・赴任により国内での活動ができない場合

（３）　育児、介護その他やむを得ない事情があると認められる場合

２　前項の申し出をしようとする者は、別に定める申請書にその理由を証明する書類を添えて、執行理事会（又は執行理事会が委任した委員会。以下本条において同じ。）に提出しなければならない。

３　執行理事会は、前項の申請を審査し、適当と認められる場合、１年以上５年以内の範囲で休会を承認する。

４　休会中の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（１）　会費等の納入義務及び資格登録更新要件を免除する。ただし、年度の途中で休会した会員が、当該年度の会費等を既に納入している場合、第８条第１項の規定に基づき、当該年度分の返還は行わない。

（２）　第３条に定める正会員の権利及び付随する特典を停止する。

（３）　休会期間が５年を経過しても復帰の申し出がない場合は、当該期間の満了をもって自動的に退会したものとみなす。

（復帰）

第１３条　休会中の者が会員に復帰しようとするときは、あらかじめ別に定める復帰届を執行理事会に提出し、承認を得なければならない。この場合、登録料又は入会金の再納入は要しない。

２　年度の途中で復帰する場合の年会費は、次の各号に掲げる復帰時期の区分に従い、当該額を納入するものとする。

（１）　４月１日から９月３０日までに復帰する場合　　：10,000 円

（２）　１０月１日から翌年３月３１日までに復帰する場合：　5,000 円

３　前項の規定にかかわらず、第２条の２第１項に定める高齢会員の減免対象者については、同条の規定を適用する。

（退会、資格喪失及び除名）

第１４条　会員の退会、資格喪失及び除名については、定款第１１条から第１３条に定めるところによる。

（会員名簿）

第１５条　協会は、定款第８条に基づき、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、書面又は電磁的記録をもって本部事務所に備え置くものとする。

２　会員名簿は、協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする。

（社員名簿）

第１６条　協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第３１条及び第３２条第１項に基づいて、理事、監事及び代議員の氏名及び住所を記載した名簿（以下、「社員名簿」という。）を作成し、書面又は電磁的記録をもって本部事務所に備え置くものとする。

２　正会員は、一般社団・財団法人法第３２条第２項に基づいて、理由を明示し、協会の業務時間内において、備え置かれた社員名簿の閲覧及び謄写請求を行うことができる。ただし、協会は、請求者が業務の遂行を妨げる目的で行う場合、請求者が協会の業務と競争関係にある事業を営み又は従事する場合、請求者が利益を得て第三者に通報する場合等一般社団・財団法人法第３２条第３項に該当する場合、これを拒むことができる。

３　正会員が多量の社員名簿謄写を請求する場合、その費用は請求者が負担するものとする。

（支部所属）

第１７条　会員は、住所地又は勤務地のいずれか本人の指定する登録地を管轄する協会支部に所属するものとする。

（賛助会員）

第１８条　賛助会員の対象は、本会の目的に賛同する企業及び団体（官公庁、公共施設、健康保険組合、労働組合等を含む。以下、「企業等」という。）とし、その入会承認については、執行理事会が行うものとする。

２　賛助会員の年会費は、１口につき 50,000 円（不課税）とする。

３　１０月１日から翌年３月３１日までに入会した賛助会員については、初年度の年会費を１口につき 25,000 円とする。

４　協会は、賛助会員に対し、次の各号に掲げる特典を提供することがある。

（１）　本会が発行する会報誌等の、専用ウェブサイト又は電子媒体を通じた提供（閲覧権の付与等）

（２）　従業員等へのカウンセリング、社員教育、研修、講演等への優先的な対応

（３）　本会が主催する各種行事（研究会、講座等）への優待（正会員と同等の割引価格での参加等）

（４）　本会が主催する全国研究大会への招待及び参加費の免除

（５）　その他理事会が必要と認める事項

（消費税等の取扱い）

第１９条　本規程に定める費用のうち、入会金及び年会費は消費税の課税対象外（不課税）とする。

２　前項以外の費用（登録審査料及び事務手数料等）について、本規程又はこれに基づく細則に「税別」の表示がない金額は、消費税等相当額を含むもの（税込）とする。

（雑則）

第２０条　会員の資格に関し、この規程に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。

２　この規程の改定又は廃止は、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

１　この規程は、２０１３年　４月　１日から施行する。

２　この規程は、２０１６年　７月　９日から改定施行する。

３　この規程は、２０１７年　４月　１日から改定施行する。

４　この規程は、２０１９年　２月　１日から改定施行する。

５　この規程は、２０２４年　６月２９日から改定施行する。

６　この規程は、２０２５年　３月１５日から改定施行する。

７　この規程は、２０２６年　６月２７日から改定施行する。

なお、本改定に伴い、次の各号に掲げる規程等は、本規程に統合し廃止する。

（１）　２０１７年４月１日付で施行された「会員規程に係る休会に関する細則」

（２）　２０１３年４月１日付で施行された（２０２５年３月１５日最終改正）「賛助会員に関する規程」

８　この規程は、２０２６年１１月　７日から一部を改定施行する。

９　第１条第１項に定める登録審査料および事務手数料の徴収については、２０２７年４月１日より適用開始する。

１０　第２条の２に定めるミレニアム会員制度に関する規定は、将来の年会費改定時に発効するものとし、それまでの間は、正会員（資格登録会員及び一般正員の年会費について第１条第１項、第５条、第６条第１項及び第１３条第２項の規定を適用する。

１１　家族会員制度については、２０２６年１０月１日をもって新規受付を停止し、２０２７年４月１日から５年間の正会員化への移行期間を経て、２０３２年３月31日をもって完全廃止する。

様式１号

２０○○年○○月○○日

休会審査委員会　御中

住　　所　　東京都港区新橋６－１７－１７
氏　　名　　協会　太郎　　㊞
会員番号　　9999999

休会申請書

私は、会員規程第１２条に基づき、休会をお願いしたいので、下記のとおり申請します。

記

1.病気の場合
（1）入院・自宅療養等の期間　　○○年○○月～○○年○○月
（2）診断書　　別添のとおり

2．海外転勤の場合
（1）勤務国（都市名）　　○○○○国（○○○○市）
（2）海外駐在予定期間　　○○年○○月～○○年○○月
（3）勤務先の証明書　　別添のとおり

3．その他やむを得ない事情の場合
（具体的に）

様式２号

○○○○年○○月○日

○○○○　様

休会審査委員会　㊞

休会申請承認・不承認決定通知書

○○月○○日をもって申請のあった休会について、承認・不承認と決定したので通知いたします(注)。

なお、病気の場合の「入院・自宅療養等の期間」、海外勤務の場合の「海外駐在予定期間」に変更があった場合、速やかに協会あて報告して下さい。

(注)「不承認」の場合、その理由（細則第○条に該当しないため）を明らかにして通知するものとする。

様式３号

２０○○年○○月○○日

休会審査委員会　御中

住　　所　　東京都港区新橋６－１７－１７
氏　　名　　協会　太郎　　㊞
会員番号　　9999999

休会復帰届

私は、以下のとおり休会復帰を届け出ます。

記

1.届出理由
（具体的に）

2．復帰希望年月日
年　　月　　日

3．その他
（1）復帰年度から年会費が必要となります。復帰希望年月日によって会費が異なります。
（2）ご登録の連絡先（勤務先、ご自宅の住所、電話番号、メールアドレス等）を変更される場合は、会員マイページよりご自身により変更されるか、協会あてお知らせください。